

「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、ア
 リルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統」
 に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果
 について

1. 実施期間 令和3年3月24日～令和3年4月22日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

	意見・情報*	食品安全委員会の回答
1	<p>ヒトへの悪影響の大きいグリホサート等に耐性のある遺伝子組換えを施したトウモロコシと聞いただけで、自然の摂理に反したもので、食欲が減退します。すでにトウモロコシでは206もの遺伝子組換え品が承認されているようですが、トウモロコシを食べるには相当の勇気が要りそうです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくら、1日当たりの摂取量が僅少とはいえ、わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだまだ判断できないはずです。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべきです。 ・参照資料のうち13文書は、申請者が提出した資料。申請者の出した資料は、通りやすいように何らかの改変や「いいとこどり」などがあるものであり、それを完全否定できない限り社内資料を評価 	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>本トウモロコシについては、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安</p>

	<p>に用いるべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ではすでに 400 近い遺伝子組換え成分が承認されており、この数字はダントツの世界一のレベルと思われるが（違っていたら訂正ください）、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の流入を停止いただきたい。 	<p>全委員会決定)に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
2	<p>ゲノム編集または遺伝子組み換えの飼料/食品について、市場承認のために提出されている書類には、以下、重大な欠陥があり、健康と環境に対する安全性が実証されていることを要求する基準を満たしているとは考えられない状態です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リスク評価のための試験における除草剤の適用が実際の農業の実践に対応していないこと ○食餌試験用に調製された材料が食物連鎖に入る材料とは異なること ○散布による残留物の安全性試験のための重要なデータが欠落していること ○相補的な除草剤の適用に関連した累積的・組み合わせ的な影響、及び、除草剤と植物（成分）の相互作用と長期的な影響であること <p>https://enveurope.springeropen.com/articles/10.1186/s12302-019-0274-1</p>	<p>いただきました御意見は、農薬（除草剤）のものであり、遺伝子組換え食品の安全性評価を内容とした本食品健康影響評価の審議結果案には直接関係するものではないと考えられます。</p> <p>なお、農薬の使用や残留基準、遺伝子組換え食品の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省へお伝えします。</p> <p>残留物の安全性については、3件目の御意見に対する回答と同様です。</p>
3	<p>評価書中の 6 遺伝子産物の代謝経路への影響に関する事項で、FT_T タンパク質による内在性化合物の代謝を検討されています。FT_T タンパク質の基質特異性は他の導入遺伝子の産物のタンパク質の基質特異性に比べて低く、使用が予定されているキザロホップエチル</p>	<p>本トウモロコシに使用されるアリロキシアルカノエート系除草剤は、キザロホップエチル及び 2,4-D とされており、</p> <p>これらの除草剤を使用した場合に残留する可能性のある代謝物を検討したうえで、作物への残留を確認しております。その結果、代謝物であるキ</p>

<p>や2,4-D 以外のアリルオキシアルカノエート系除草剤を代謝するように思えます。これら除草剤の代謝産物はフェノールと思われませんが、いずれも FT_T タンパク質を産生する植物以外では植物からも動物からも生成しない、この遺伝子組み換え体に特異的な代謝物と思います。評価書には記載が無いようなのですが、異なるアリルオキシアルカノエート系除草剤由来のフェノール代謝物の安全性の検討結果をお示しいただきたいと思えます。検討されていないのであれば、検討が不要な根拠を示してください。除草剤耐性のないトウモロコシに使用可能な同系統の代謝産物を心配しています。特にフルロキシピルという除草剤が米国で使用されているようで、その代謝物の構造に懸念を持ちました。</p>	<p>ザロホップ P 及び 2,4-DCP の残留は、検出限界未満であることを確認しております。</p>
---	--

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。